

議 案 第 78 号

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

職員の定数を部局間において調整することにより、市全体の定数配分を適正化し、市民サービスの向上に必要な体制の整備を図るため。

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例

松戸市職員定数条例（昭和24年松戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前			改正後		
第2条 職員の定数は、次表のとおりとする。			第2条 職員の定数は、次表のとおりとする。		
区分	定数（人）	摘要	区分	定数（人）	摘要
市長事務部局の職員	<u>2,043</u>	（略）	市長事務部局の職員	<u>2,073</u>	（略）
（略）			（略）		
公営企業 の職員	<u>1,265</u>	病院事業 （略）	公営企業 の職員	<u>1,254</u>	病院事業 （略）
（略）			（略）		
消防職員	<u>508</u>		消防職員	<u>520</u>	
（略）			（略）		
教育委員会事務部局 及び教育機関の職員	<u>476</u>		教育委員会事務部局 及び教育機関の職員	<u>445</u>	
計	<u>4,366</u>		計	<u>4,366</u>	
2・3 （略）			2・3 （略）		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。